

# 金沢市内の相談支援事業所一覧

令和6年4月1日現在

指定特定相談支援事業所名	住所	連絡先		地域移行 地域定着 (一般相談 実施可)
		電話	FAX	
相談支援事業所 あるふぁ	増泉1-20-17	280-9147	280-9148	○
相談支援事業所 ピアサポートいしびき	石引1-1-3 ヲ石引105	231-3371	216-7430	○
オープンセサミ城南	城南1-8-20	232-0100	262-2291	○
相談支援事業所 アカシヤの里	粟崎町5-3-1	237-0294	237-0295	○
相談支援事業所 アヤカ	二口町ハ30番2	213-5177	213-5178	○
いえる相談支援事業所	長田2-14-4	255-1009	255-1149	○
相談支援事業所 おかべ	長坂町チ15番地	243-1222	243-1345	○
相談支援事業所 かないわ	普正寺町9-6	267-0601	267-0962	○
コープいしかわ相談支援事業所	戸板2丁目73番地	222-6150	222-6152	○
サポートステーションwakuwaku	長土堀2-2-1	262-9739	282-9704	○
サン	尾張町1丁目11番2号ファミル武蔵902号	216-5282	261-9242	○
サンビレッジ	間明町1-231	292-2963	292-2964	○
相談支援センターうみかん	大浦町ホ22-1	238-3636	238-7800	○
すずらん相談支援	二口町イ109	222-2275	222-1171	○
相談支援事業所 聖ヨゼフ苑	打木町東155番地	240-6221	240-2001	○
相談支援センター ひなげし	若草町12-7	243-0326	243-0327	○
ヘルパーステーション愛	古府町南386-2	249-0005	249-0110	○
相談支援・PorePore	三小牛町イ3-2	287-3414	287-0886	○
ライフステージ	みずき3-235	258-5681	258-5681	○
地域福祉ネット りーがる	鞍月3-32	256-1334	236-2116	○
相談支援センター 若草	十一屋町4-34	244-7731	244-7754	○
相談支援事業所 朗 粟崎	粟崎町2-414	237-3847	237-3842	○
石川療育センター	上中町イ67-2	229-3033	229-3043	
相談支援事業所 医王病院あすなろ	岩出町ニ73番地1	258-1180	258-6719	
相談支援センターヴィストかなざわ	広岡1丁目2-14 コーワビル4階	254-6259	253-6253	
相談支援事業所 エンデバー	観音堂町口63番3号	090-9768-8540	208-4146	
S-veranda	若松町セ104-1	256-1011	256-1020	
相談支援事業所 おり〜ぶ金沢	玉鉾2-502 トラストビル4F	287-0816	287-0506	
金沢健康福祉財団 相談支援事業所	大手町3番23号	222-0032	221-0076	
金沢市視覚障害者地域生活支援センター	芳斉1-15-26	222-8782	222-1831	
金沢ゆとり学園 ことり教室	泉野出町3丁目14番26-1号	256-3428	256-3428	
相談支援事業所「きすな」	鈴見台5丁目7番13号	261-7870	261-7870	
相談支援事業所カルネ	新神田1-10-44	080-9335-2519	291-5410	
相談支援センター 希望が丘	小坂町北184-1	256-0226	256-0346	
相談支援キャッツアイ	糸田1-75	236-2470	236-2471	
相談支援事業所 グローブル	千木町イ2-1	255-4770	254-5395	
ケアサポート金沢 相談支援事業所	長町2-7-22	221-4455	222-6515	
相談支援事業 こなん	忠縄町380	258-6001	258-6522	
ソーシャルネットかがやき	東力1-153	292-2044	292-2045	
インテグラル相談支援事業所金沢	高畠1-374-1	220-7865	220-7883	
とらいあんぐる	吉原町口6-2	255-6166	255-6233	
相談支援事業 トラスト	福増町南16	214-3700	214-3702	
指定特定相談支援事業所 鳴和の里	高柳町十字106-1	252-7344	256-0566	
相談支援 パートナース	高尾台1-100-2	287-3058	287-3059	
ピースマイルいおうが丘	田上本町ヨ24-5	262-6565	232-2380	
やすらぎ相談支援センター	田上本町カ45-1	231-5477	231-6806	
相談支援事業所 やちぐさ	南御所町309番地	225-7313	225-7314	
相談支援事業所 結	彦三町2丁目1番10号 真和ビル2階	080-3744-1233	221-1233	
相談支援センター 夢工房	豊穂町264	205-5556	269-1707	
相談支援事業所いすみの	寺町1-18-19 寺町ハイム105	090-1394-0971	287-3432	
相談支援事業所リアン	泉野町6-3-20 Rect Izuminodai E棟	205-1036	209-0631	
相談支援事業 ハーモニー	平和町1-2-28	242-5525	242-5526	
相談支援事業所 ちきちき	長坂3-16-11	207-7452	205-6598	
障害者相談支援センター わかば	別所町ク10	247-6787	247-6768	

\* [指定特定相談支援事業所] ⇒ 地域移行支援を利用するためにも必要なサービス等利用計画を作成します

\* [指定一般相談支援事業所] ⇒ 地域移行支援、地域定着支援を実施している事業所です (○印)

発行元:金沢市障害者基幹相談支援センター



あなたの人生は、あなた自身が選び、あなた自身が決めることができます。  
不安なこと、心配なこと、悩んでいることなどあるかと思いますが、  
一緒に、退所・退院に向けた一歩を踏み出してみませんか。

## 障害福祉サービス「地域移行支援」が あなたの「退所・退院したい、地域で暮らしたい」を応援します

※このパンフレットにおける「地域移行支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する「地域移行支援」をいいます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  
第5条 (略)  
20 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。)に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

「地域移行支援」とは、施設・病院等から地域生活へ戻ることをお手伝いする障害福祉サービスです。

施設に入所している方や、精神科病院に入院している方が、不安なく地域での生活を送ることができるよう、入所・入院中から「相談支援専門員」が施設や病院等と協力して、さまざまな支援を行います。住まいの確保や、お金のこと、食事や家事、日中の過ごし方についてなど、あなたと一緒に考え、支援していきます。地域生活にむけて、必要なさまざまな手続きについてもお手伝いします。利用者負担はありません。(ただし外出時の交通費、食事代などは自己負担になります)

「地域移行支援」を利用してみたい方は、施設・病院のスタッフにご相談いただき、一般相談支援事業所または金沢市障害者基幹相談支援センターへご連絡ください。  
どこへ連絡したらいいかわからない場合は、お気軽に金沢市障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

## 金沢市障害者基幹相談支援センター

〒920-0912 石川県金沢市大手町3番23号 金沢健康プラザ大手町西館1階  
TEL:076-254-5656 FAX:076-254-5858 E-mail:kikan-kanazawa@arrow.ocn.ne.jp

# 退院・退所までの流れとそれぞれの役割～地域移行支援～

	本人	施設・病院等のスタッフ	指定一般相談支援事業所 相談支援専門員	指定特定相談支援事業所 相談支援専門員
<p>まずは相談！</p> <p>相談をキャッチするのは誰でもOKです。「地域移行支援」が利用できるかはともかく、まずは気楽に相談を!!</p>	<p>①まずは施設や病院等のスタッフに退所・退院についてご相談ください。</p>  <p>②「地域移行支援」の説明を聞き、利用したいと思ったらそのことを教えてください。</p>	<p>①相談を受けたら、指定一般相談支援事業所や基幹相談支援センターへ「地域移行支援」の利用について相談していきます。</p> 	 <p>①相談支援専門員が施設・病院等へ訪問、相談。「地域移行支援」について説明します。</p>	
<p>地域移行支援の申請・計画相談のスタート</p> <p>退所・退院に向け「地域移行支援」のサービスを利用することが決まったら、契約や申請手続きを行います。</p>	<p>①市役所への申請手続きをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域移行支援」の利用を申請。</li> <li>●「計画相談」の利用を申請。</li> <li>●障害支援区分認定調査を受けます。</li> </ul> <p>②「指定特定相談支援事業所」と契約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援専門員と一緒に、地域移行支援を利用するための「サービス等利用計画（案）」を作成します。</li> </ul>	<p>①必要に応じ、福祉サービス利用申請のサポートをし、障害支援区分認定調査へも協力していきます。</p> <p>②退所・退院にむけ、施設内や病院での調整を行い、今後の取り組みについて共有します。</p> 	<p>①「地域移行支援」申請のサポートをします。</p> <p>②「地域移行支援」を利用するためのサービス等利用計画を作成する「計画相談」の利用契約を行います。</p> <p>③本人と面接し「サービス等利用計画（案）」を作成。市に提出します。</p>	
<p>地域移行支援のスタート</p> <p>「地域移行支援計画」を作成したり、具体的な支援がスタートします。</p>	<p>①「指定一般相談支援事業所」と契約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●退院後の希望や不安を伝え、生活のイメージづくりをしていきます。</li> <li>●相談支援専門員と一緒に、退所・退院に向けた「地域移行支援計画（案）」を作成していきます。</li> </ul>	<p>①本人、相談支援専門員と相談しながら「地域移行支援計画（案）」の作成をサポートしていきます。</p>	<p>①「地域移行支援」を利用するための契約を結びます。</p> <p>②本人と面接し「地域移行支援計画（案）」を作成します。</p> 	
<p>支給決定・サービス担当者会議</p> <p>サービスが利用できることが決定したら、さあ「サービス担当者会議」が始まります。</p>	<p>①市役所から郵送される「受給者証」を受け取ります。</p>	<p>サービス担当者会議</p>		
<p>退院・退所の準備期間</p> <p>退所・退院にむけ、施設や病院等のスタッフと一緒に、また地域の支援者と一緒に、具体的な準備に取り組みます。</p>	<p>①相談支援専門員と一緒に、住むところを探したり、退所・退院した後に通う場所や働く場所を見学したり、施設・病院等のスタッフと一緒に、退所・退院後の生活にむけた練習をしたりしていきます。</p> <p>②暮らす場所や通う場所が決まったら、お試しで利用してみて、サービスを申請していきます。</p> 	<p>①サービス担当者会議での検討内容のもとに、治療計画、看護計画、リハビリ実施計画書などを必要に応じて変更していきます。</p> <p>①退所・退院にむけ、お薬の自己管理を始めたり、外出や買物の練習をしたり、クライシスプランの検討を行ったりしていきます。</p> 	<p>①「受給者証」の確認をします。</p> <p>②「地域移行支援計画」を完成させ、いよいよ退所・退院に向けた具体的な支援をスタートします。</p> <p>①退所・退院に向け、本人と一緒に暮らす場所を探したり、日中活動の場を見学したり、外出や買物の練習をしたり、準備をしていきます。</p> <p>②体験利用の調整を行うなど、具体的な支援を続けます。</p>	<p>①「受給者証」の確認をします。</p> <p>②「サービス等利用計画」を完成させ、「地域移行支援」がスムーズに提供されるかをモニタリングしていきます。</p> <p>①退所・退院後に利用するサービスが決まったら、必要に応じて「障害福祉サービス」の申請をサポートし、退院後の生活をサポートするための「サービス等利用計画（案）」を作成します。</p>
<p>地域生活のスタート</p> <p>いよいよ退所・退院です!!</p>	<p>①退所・退院する</p> <p>②困ったことがあったら、相談していく。</p> 	<p>①退所・退院後も、通院や訪問看護などさまざまな形でサポートします。</p>	<p>①「地域移行支援」は終了。必要に応じ「地域定着支援」を継続します。</p>	<p>①「サービス等利用計画」を作成し、退所・退院後もサポートを続けます。</p>